

保 存 期 間 長 期

通達乙組対第526号

平成20年5月30日

本部内各課（所、隊）長

警 察 学 校 長 殿

各 警 察 署 長

茨 城 県 警 察 本 部 長

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行等について

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第28号。以下「改正法」という。）が、平成20年5月2日に公布され、改正法のうち指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する規定及び暴力排除活動の促進のための規定については、同日から施行された。

改正法については、上記2項目のほか暴力的 requirement 行為として規制する行為の追加、損害賠償請求等の妨害の規制のための規定、対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制のための規定の3項目が追加されているが、これら項目ごとの趣旨、内容及び公布の日から施行される改正法の規定に係る留意事項等が、下記のとおり警察庁から示されたから、各位にあっては所属職員に対し、改正法の周知徹底を図り、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、以下この通達において、改正法による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律を「法」という。

記

第1 暴力的 requirement 行為として規制する行為の追加（法第9条関係）

1 趣旨

近年、暴力団の資金獲得のための各種事業活動への進出を排除するための官民の取組みが活発化してきたことに伴い、これら各種事業活動への進出を目論む暴

力団員が、その障壁となる行政機関等を相手方として、暴力団の威力を示して当該行政機関等の有する権限の行使等を要求する傾向が顕著になってきた。こうした動向を踏まえ、具体的に実態のみられる行政機関等を相手方とした 2(1) 及び 2(2) の要求行為の形態を新たに暴力的要挙行為として追加したものである。

2 内容

(1) 行政庁が行う許認可等に関する要求行為

ア 自己又は自己の関係者の申請に係る許認可等をすることを要求すること（第15号）

行政庁に対し、①自己若しくは自己の関係者がした許認可等の申請が暴力団排除のための欠格条項に該当するなど、法令に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすること、又は②自己若しくは自己の関係者について、法令に定められた不利益処分の要件に該当する事由があるにもかかわらず、許認可等の取消等の不利益処分をしないことを要求するものである。

なお、「許認可等」とは、「行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分」をいい（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号）、事業の営業許可等、当該許認可等を得ることにより直接財産上の利益を得ることが可能となるもののほか、道路の使用許可（道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条）等、財産上の利益を得ることを容易又は円滑にするもの等も広く含まれる。

イ 特定の者の申請に係る許認可等をしないことを要求すること（第16号）

行政庁に対し、①特定の者がした許認可等に係る申請が法令に定められた許認可等の要件に該当するにもかかわらず、当該許認可等をしないこと、又は②特定の者について法令に定められた不利益処分の要件に該当する事由がないにもかかわらず、当該特定の者に対し不利益処分をすることを要求するものである。

(2) 国等が行う公共工事の入札・契約に関する要求行為

ア 自己又は自己の関係者を入札に参加させることを要求すること（第17号）

国等（国、特殊法人等又は地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し、当該国等が行う公共工事の入札について、自己若しくは自己の関係者が入札参

加資格を有する者でなく、又は自己若しくは自己の関係者が指名基準に適合する者でないにもかかわらず、当該自己又は自己の関係者を当該入札に参加させることを要求するものである。

なお、「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等をい、その主たる業務を遂行するため建設工事を発注することが業務規定から見て明らかであり、かつ、当該主たる業務に係る建設工事の発注を近年実際に行っているものとして公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に定められているものである。

イ 特定の者を入札に参加させないことを要求すること（第18号）

国等に対し、当該国等が行う公共工事の入札について、特定の者が入札参加資格を有する者であり、又は特定の者が指名基準に適合する者であるにもかかわらず、当該特定の者を当該国等が行う公共工事の入札に参加させないことを要求するものである。

ウ 特定の者を契約の相手方としないことを要求すること（第19号）

国等に対し、特定の者を当該国等が行う公共工事の契約の相手方としないことをみだりに要求するものである。

なお、国等に対し、自己又は自己の関係者を当該国等が発注する公共工事の契約の相手方とする（当該契約に係る役務の提供の業務の全部又は一部の受注を受け入れる）ことを要求する行為は、既に法第9条第3号において規制の対象としているところである。

エ 公共工事の契約の相手方に対する指導等を要求すること（第20号）

国等に対し、当該国等が行う公共工事の契約の相手方に対し自己又は自己の関係者に当該契約に係る役務の提供の業務の全部若しくは一部を発注すること又は当該業務に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供をさせることを求める指導、助言その他の行為をすることをみだりに要求するものである。

第2 損害賠償請求等の妨害の規制のための規定の整備（法第30条の2から第30条の4まで関係）

1 趣旨

指定暴力団員に対する損害賠償請求については、改正法において、威力利用資金獲得行為に関する不法行為によって生じた損害について、指定暴力団の代表者等の損害賠償責任が規定されたことにより、今後増加することが予想される。また、指定暴力団の事務所についても、近年の暴排意識の浸透により、事務所の近隣住民が団結して暴力団事務所の使用差止め訴訟を提起したり、家主が不動産の賃貸借契約における暴排条項により暴力団事務所の用に供している土地・建物の明渡し請求をしたりするなど、暴力団事務所を排除する動きが高まっているところである。

このような請求は、指定暴力団にとって、その存立基盤に影響を与える行為であるため、指定暴力団が組織を挙げて妨害するおそれがある、現に妨害されている実態がある。そこで、指定暴力団員による一定の請求妨害行為を規制することとしたものである。

2 内容

(1) 損害賠償請求等の妨害の禁止（法第30条の2）

指定暴力団員は、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員に対してする損害賠償、当該指定暴力団等の事務所の使用の差止め等の請求を、請求者を威迫し、請求者又はその配偶者等につきまとい、その他請求者に不安を覚えさせるような方法で、妨害してはならないこととする。

ア 妨害の禁止対象となる請求の類型

○ 損害賠償等の請求（第1号）

指定暴力団員の不法行為により被害を受けた者がその指定暴力団員又はその上位の指定暴力団員に対して行う損害賠償請求又は不当利得返還請求

○ 事務所使用差止め等の請求（第2号）

・付近住民等が行う暴力団事務所使用差止請求

・土地・建物の所有者等が行う暴力団事務所として使用する土地・建物の明渡し請求

・暴力団事務所があるマンションの住民が行う、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく請求

・その他暴力団事務所を使用させないこととするための請求

イ 禁止する行為の具体的な態様

例えば、請求者に執拗に電話をかけてくるような行為や、請求者の家族の行動を監視し、それを請求者に伝える行為、動物の死体を請求者宅に送りつけるなどの行為等が該当することとなる。

(2) 損害賠償請求等の妨害に対する措置（法第30条の3）

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、指定暴力団員が禁止行為をしている場合には、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができることとしたものである。

ア 命令の相手方

法第30条の2の規定に違反する行為をしている指定暴力団員

イ 命令の要件

指定暴力団員が、法第30条の2の規定に違反する行為をしていること。

ウ 命令の内容

命令の内容は、請求者に対して現に行った妨害行為をしてはならないことを命ずるだけでなく、禁止行為に該当する妨害行為、すなわち請求者を威迫し、請求者又はその配偶者等につきまとい、その他請求者に不安を覚えさせるような方法で請求を妨害してはならないことを命ずることとなる。また、当該行為が中止されることを確保するために必要な事項としては、命令の対象となる行為の前提となる行動をしないことを命ずることが考えられる。具体的には、請求を妨害する目的で請求者に面会を要求したり、電話をかけたりしてはならないこと等を命ずることが考えられる。

(3) 損害賠償請求等の妨害を防止するための措置（法第30条の4）

指定暴力団員に対する請求が現に行われている場合に、当該請求の相手方である指定暴力団員が、請求者又はその配偶者等の生命、身体又は財産に危害を加える方法で妨害行為をするおそれがあると認めるときは、公安委員会が当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて妨害行為を防止するるために必要な事項を命ずることができることとしたものである。この命令は、既存の再発防止命令とは異なり、一度も法の規定に違反する行為をしていない段階で、発出することができるものである。

ア 命令の相手方

請求の相手方である指定暴力団員

イ 命令の要件

法第30条の2では、いまだ請求をしていないが請求の意思を有している者に対する妨害行為も禁止されるものであるが、本命令の発出のためには、現に請求が行われていることを要することとしている。また、当該請求の相手方である指定暴力団員が当該請求に係る請求者又はその配偶者等の生命、身体又は財産に危害を加える方法で同条の規定に違反する行為をするおそれがあることを要することとしている。

ウ おそれの認定

請求の妨害をするおそれがあるかどうかについては、

- 請求をした際に、後に妨害することをうかがわせるような言動をしたかどうか
- 過去に請求の相手方が所属する組織において同様の行為をしている実態があるかどうか
- 行為者は特定できないものの、現に請求を妨害する行為が行われているかどうか
- 請求を妨害するおそれがある旨の情報を警察において把握したかどうか等の要素を総合的に考慮して判断することとなる。

エ 命令の内容

違反行為を防止するために必要な事項としては、違反行為の前提となる行動をしないことを命ずることや配下の者に妨害行為をさせないことを命ずることが考えられる。

前者としては、正当な理由なく請求者に接近したり、面会を要求したり、電話をかけたりしてはならないことなどが想定される。

後者としては、配下組員に対し、請求を妨害すること並びに請求妨害のための架電及び面会の強要を命じ、唆し、又は助長してはならないことを命ずることが想定される。

オ 意見聴取及び仮の命令（法第34条及び第35条）

命令をしようとするときは、当該命令の名あて人に意見陳述及び証拠提出

の機会を与えるため、原則として公開による意見聴取を行わなければならぬこととしている。

また、緊急の必要のある場合においては、意見聴取を行わずに仮の命令をすることができることとしている。この場合、仮の命令をした日から起算して15日以内に意見聴取を行わなければならない。

第3 対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制のための規定の整備（法第30条の5 関係）

1 趣旨

指定暴力団には、対立抗争等において殺人等の罪を犯して服役した構成員が出所した場合、多額の功労金を出したり、検挙前の地位と比べて格段に高い地位を用意して迎えたり、放免祝いと称して各地から暴力団幹部を集めて盛大に祝い事を開催するなどの慣行が存在するが、このような賞揚・慰労行為は、将来の暴力行為を助長する結果となっている。

そこで、指定暴力団員の将来の暴力行為を抑止し、市民生活に対する危険を防止するために、対立抗争等に係る暴力行為の敢行の賞揚・慰労を目的とする金品等の供与を規制することとしたものである。

2 内容

公安委員会は、指定暴力団員が対立抗争等に係る暴力行為により刑に処せられた場合において、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員が当該暴力行為の敢行を賞揚し又は慰労する目的で当該指定暴力団員に対し金品等の供与をするおそれがあると認めるときは、当該他の指定暴力団員又は当該指定暴力団員に対し、当該金品等の供与をし、又はこれを受けてはならない旨の命令をすることできることとしたものである。

(1) 暴力行為の類型

対象となる暴力行為の類型としては、

- 対立抗争や内部抗争における暴力行為
- 暴力的 requirement 行為を拒絶した者やその配偶者等に対し報復の目的又は要求に応じさせる目的で行う暴力行為
- 指定暴力団員に対する損害賠償請求や指定暴力団の事務所の使用差止め等

の請求をした者又はその配偶者等に対し、請求を妨害する目的又は報復の目的で行う暴力行為
がある。

(2) 命令の相手方

ア 金品等の供与を受けるおそれがある指定暴力団員

(1) の暴力行為を敢行し、刑に処せられた指定暴力団員のうち、当該暴力行為の賞揚又は慰労を目的とする金品等の供与を受けるおそれがある者が該当する。

イ 金品等を供与するおそれがある指定暴力団員

事案に応じて異なるが、一般的にアの指定暴力団員の直属の組長や指定暴力団の代表者等を含む系列上位組織の幹部等が想定される。

(3) おそれの認定

○ 対立抗争等において暴力行為を敢行した指定暴力団員や関係者が、警察の取調べや公判等において、出所後の賞揚・慰労行為の可能性がある旨の供述をしていること

○ 当該指定暴力団において過去に賞揚等を目的とする金品等の供与が行われていること

等の要素を総合的に考慮して判断することとなる。

(4) 「金品等」の意義

「金品等」とは、法第9条第1号の「金品その他の財産上の利益」の略称である。

具体的には、金銭、物品のほか、財産上の利益として、債務免除やいわゆる放免祝いでの饗應接待など有形・無形を問わず財産的価値のあるもの一切が含まれ、上納金その他の金品を従来よりも多く受け取ることができるような地位に昇格させる行為も財産上の利益の供与に該当する。

(5) 命令の期間

刑に処せられ（裁判が確定し）てから、出所後5年を経過するまでの範囲内で命令の効力を継続させることができることとしている。

(6) 命令の内容

賞揚等の目的で金品等を供与するおそれがある指定暴力団員に対し、

- 当該金品等を供与してはならないこと
 - 暴力行為を敢行した指定暴力団員を饗応する会合を開催してはならないこと
 - 当該暴力行為を敢行した指定暴力団員を現在よりも多くの金品等を收受できる地位に昇格させてはならないこと
- 等を命ずるとともに、第三者を介して供与してはならないことも併せて命ずる。一方、金品等の供与を受けるおそれがある指定暴力団員に対し、これらのことを受けたてはならないことを命ずることが想定される。

(7) 意見聴取及び仮の命令（法第34条及び第35条）

命令をしようとするときは、当該命令の名あて人に意見陳述及び証拠提出の機会を与えるため、原則として公開による意見聴取を行わなければならないこととしている。

また、緊急の必要のある場合においては、意見聴取を行わずに仮の命令をすることができることとしている。この場合、仮の命令をした日から起算して15日以内に意見聴取を行わなければならない。

(8) 命令を行う公安委員会（法第39条）

命令に係る事務は、暴力行為が行われた時における当該暴力行為を行った指定暴力団員の住所地を管轄する公安委員会が行うこととしている。

第4 威力利用資金獲得行為に係る指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する規定の整備（法第31条の2関係）

1 趣旨

指定暴力団員の威力を示しての恐喝や、みかじめ料の徴収といった指定暴力団員による威力利用資金獲得行為に関連して国民の生命、身体又は財産に深刻な被害が発生しているが、民事手続によりその被害の回復を図る場合において、一般に、直接の加害者である指定暴力団員に対して損害賠償請求をしても十分な賠償資力がなく、十分な被害回復がなされないおそれがある。他方、指定暴力団は、代表者等の統制の下に階層的に構成されており、階層的に上位に位置する者ほど多額の資金力を有するのが通例であることから、代表者等に対する訴訟で代表者等の責任を追及し、勝訴を得、あるいは和解が成立した場合には、比較的十分な

賠償が得られると考えられる。

また、これまでも、威力利用資金獲得行為による被害の回復のため、主として民法（明治29年法律第89号）第715条に基づき代表者等の責任を問う民事訴訟が提起されてきたところであるが、これらの訴訟においては、被害者が、個別の事件ごとに、個々の暴力団内部の組織形態、意思決定過程、代表者等による内部統制の状況、上納金の徴収システム等を具体的に解明する必要となるため、警察による支援があっても、なお困難が伴うものであった。

そこで、今回の改正においては、指定暴力団員が威力利用資金獲得行為を行うにつき他人の生命、身体又は財産を侵害した場合について、当該威力利用資金獲得行為を容認し、統制していることを根拠に、代表者等に損害賠償責任を負わせることとしたものである。

2 内容

指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、一定の場合を除き、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこととしたものである。

(1) 威力利用資金獲得行為の意義

威力利用資金獲得行為とは、指定暴力団員が、その所属する指定暴力団の威力を利用して資金を得、又は資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。

典型的には、相手方に指定暴力団の威力を示すことを手段とした暴力的不法行為等又はこれに準ずる不当な行為を想定しており、恐喝罪、強要罪、暴力的要素行為等に該当することが多いものと考えられる。

(2) 威力利用資金獲得行為を「行うについて」他人の生命、身体又は財産を侵害した場合

威力利用資金獲得行為を「行うについて」他人の生命、身体又は財産を侵害した場合とは、

○ 指定暴力団の威力を示して金品等を要求し、その供与を受けるなど、威力利用資金獲得行為そのものにより他人の財産を侵害した場合のほか、

○ 指定暴力団の威力を示しての金品等の要求に応じさせるため、又は要求に応じないことに対する報復として、当該要求の相手方に傷害を与えたり、そ

の店舗を破壊したりするなど、威力利用資金獲得行為を効果的に行うために他人の生命、身体又は財産を侵害した場合

- 繩張内において資金獲得行為を行っている者に傷害を与えるなど、繩張内における同種の資金獲得行為を排除するために他人の生命、身体又は財産を侵害した場合
- などが含まれる。

(3) 被害者側の立証事項

被害者側において立証すべき事項は、

- 当該不法行為が被告が代表者等である指定暴力団の指定暴力団員によって行われたものであること
 - 当該不法行為が威力利用資金獲得行為を行うにつき行われたものであること
 - 当該損害が当該不法行為により生じたものであること
- である。

(4) 免責規定

第1号の免責規定については、代表者等が配下指定暴力団員の威力利用資金獲得行為により直接にも間接にも資金を得、又は資金を得るために必要な地位を得ることもない場合には、当該代表者等は、配下指定暴力団員の威力利用資金獲得行為による利益を享受する立場にあるとはいはず、損害賠償責任を負うべき根拠が欠けるため、免責されることとしたものである。

また、第2号の免責規定については、配下指定暴力団員による威力利用資金獲得行為が、専ら当該指定暴力団の指定暴力団員以外の者の利益を図る目的で、その者に強要されて行われ、かつ、当該威力利用資金獲得行為が行われたことについて代表者等に過失がない場合については、当該威力利用資金獲得行為による権利利益の侵害について代表者等に予見可能性・回避可能性があるとはいはず、代表者等が損害賠償責任を負うべき根拠が欠けるため、免責されることとしたものである。

3 留意事項

(1) 本規定の積極的な活用

本規定は、被害者の被害回復に寄与することはもとより、暴力団組織の中核

に経済的な打撃を与える効果があることから、その活用が暴力団対策上極めて有効な手段となる。については、このような効果が最大限に発揮されるよう、本規定の積極的な活用に努めること。

(2) 民事訴訟支援の実施

本規定は、被害者の被害回復に向けた活動があつて初めて機能し得るところであるが、被害者が指定暴力団員による報復等をおそれ、その訴訟提起をためらうことなども想定されるところである。については、被害者の意思を尊重しつつ、被害者に対し積極的に民事訴訟支援方策を提示する必要がある。

暴力団員を相手方とする民事訴訟の支援については、「暴力団員を相手方とする民事訴訟の支援の強化について」（平成7年6月1日付け警察庁丙暴暴一発第9号）により示しているところであるが、民事訴訟支援に当たっては、警察のみならず、弁護士会、暴力追放運動推進センターと緊密な連携をとり、被害者に対し、弁護士会民事介入暴力対策委員会等の紹介や暴力追放運動推進センターによる訴訟費用の貸付制度の教示等、必要な訴訟支援を確実に実施するなどして、訴訟提起の円滑化を図ること。

また、各都道府県警察においては、暴力団犯罪の取締りや法の運用により入手した威力利用資金獲得行為及びそれに係る不法行為に関する情報を組織的に集約するとともに、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成12年9月14日付け警察庁丙暴暴一発第14号）に基づく被害者等への情報提供にも十分配意すること。

さらに、指定暴力団の代表者等に対する訴訟の提起に当たっては、被害者やその家族等を標的とした不法行為の敢行も予想されることから、被害者に対する保護対策についても万全を期すこと。

(3) 被害者に対する本規定の周知

指定暴力団員の威力利用資金獲得行為に係る不法行為により被害を受けた者に対しては、あらゆる機会を捉え、本規定に基づく損害賠償請求が可能であることについて周知を図ること。

(4) 訴訟によらない被害回復への支援

被害者が行う被害回復の方法は、本規定を直接適用した訴訟に限られるものではなく、本規定を背景として、不法行為を行った指定暴力団員等に対し、訴

訟外で賠償金の支払を求めるなどして、不法行為による被害を回復するための請求をする方法も考えられるところである。ついては、被害者の意向を踏まえ、あらゆる形態の被害回復のための請求について、積極的な支援を行うよう努めること。ただし、こうした訴訟外の交渉に際しては、指定暴力団側がその威力を背景として、被害者に不利な条件で示談を進めることなどが予想されることから、弁護士と連携するなどして、被害者に対し必要な支援を行うよう配意すること。

(5) 本規定の対象とならない不法行為

本規定及び法第31条の規定の対象とならない不法行為についても、その被害の回復のための請求に対する支援を行うよう努めること。

(6) 本規定の適用関係（改正法附則第2条）

本規定は、指定暴力団員がこの規定の施行後に行った他人の生命、身体又は財産を侵害する行為について適用される。

具体的には、例えば、配下の指定暴力団員がこの規定の施行後に当該指定暴力団の威力を示して行った恐喝によって生じた損害について適用される。また、みかじめ料の支払要求に応じない事業者に対し暴行を加え、身体的被害が発生したような場合については、みかじめ料の支払要求が行われた時点の如何にかかわらず、暴行が行われた時点がこの規定の施行後であれば適用される。

第5 暴力排除活動の促進のための規定の整備（法第32条関係）

1 趣旨

暴力団による多様な資金獲得活動に打撃を与え、暴力団員による不当な行為を効果的に防止し、市民生活の安全と平穏を保つため、国や地方公共団体、事業者、国民が積極的に、暴力排除活動（暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。以下同じ。）を行い、又はこれを促進することが従来以上に重要となってきていくところであるが、現行法には、暴力排除活動に関する明文規定がない。

そこで、今回、代表者等の損害賠償責任に関する規定、損害賠償請求等の妨害の規制に関する規定を置くことに合わせ、暴力排除活動の促進に関する国及び地方公共団体の一般的な責務を規定することとした。

また、暴力排除活動を行う者は、暴力団の組織的な嫌がらせや報復を最も恐れるものであり、報復等の危険を未然に防止し、その不安感を排除し、安全を確保することは、暴力排除活動を促進するための大前提であることから、国及び地方公共団体の配意義務として、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体が安心して暴力排除活動の実施に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮することを規定することとした。

2 内容

(1) 第1項関係

国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う暴力排除活動の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとしたものである。

この具体的な内容としては、

- 暴力団若しくは暴力団員の活動の状況又は不当要求の実態等に関する情報の提供
- 暴力団員による不当な行為への対処方針や対処方法に関する助言や指導
- 業種や地域の別に応じた組織的な活動を行うことについての助言や指導
- 各種暴力排除活動の行事に関する協力や後援
- 暴力排除活動に関する知識の普及及び思想の高揚を図るために広報啓発などを想定している。

(2) 第2項関係

国及び地方公共団体は、事業者等が安心して暴力排除活動の実施に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮しなければならない。

この具体的な内容としては、

- 暴力団等による危害を被るおそれのある者を「保護対象者」に指定して、危害行為の未然防止の措置を推進すること
- 被害者等に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の申出があった場合に、申出者の本人確認、利用目的の審査等を厳格に行うことなどを想定している。

3 留意事項

(1) 行政機関への周知徹底

警察庁では、現在、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に対し、地方公共団体における周知徹底のための働きかけを行っているところであるが、各都道府県警察においても、あらゆる機会を通じて、都道府県の知事部局や市町村に対し、改正法に国及び地方公共団体の責務規定が整備されたことについて周知を図るとともに、暴力排除活動を促進することの重要性を訴え、暴力排除活動の促進に向けた一層の取組みをするよう働きかけること。

(2) 暴力排除活動の一層の推進

暴力排除活動については、これまでにも、「組織犯罪対策要綱の制定について（依命通達）」（平成16年10月25日付け警察庁乙刑発第18号、乙官発第30号、乙生発第14号、乙交発第13号、乙備発第16号、乙情発第15号）等に基づき推進してきたところであるが、改正法に暴力排除活動の促進に係る国及び地方公共団体の責務規定が明記された趣旨を十分に踏まえ、暴力排除活動の一層の促進に努めること。

第6 その他

1 暴力的不法行為等の追加

今回の改正において、次の法律の章等を暴力的不法行為等に追加するものである。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）第8章
- (2) 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6章
- (3) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第8章
- (4) 保険業法（平成7年法律第105号）第5編
- (5) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5章
- (6) 採偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）
- (7) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第5章

2 関係政令等の規定の整理

改正法の一部が公布の日から施行されることに伴い、関係規定の整理のため、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成20年政令第171号。）、警察法施行規則の

一部を改正する内閣府令（平成20年内閣府令第32号。）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第6号。）及び不当要求情報管理機関登録規程の一部を改正する件（平成20年国家公安委員会告示第8号。）が制定され、いずれも、改正法の公布の日から施行されることとなった。